

○ 警視庁におけるハラスメントの防止等に関する規程

(平成 28 年 9 月 26 日訓令甲第 25 号)

〔沿革〕 平成 29 年 2 月 訓令甲第 4 号 (い) 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁職員（以下「職員」という。）がその能力を十分に発揮できるような良好な勤務環境を確保するため、ハラスメントを防止し、及び排除するための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠及び出産並びに育児休業、介護休業等に関するハラスメントその他職員が他の者の人格若しくは尊厳を著しく害し、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は他の職員に不利益若しくは勤務意欲の低下をもたらす不適切な言動をいう。(い)

(職員の責務)

第 3 条 職員は、ハラスメントをしてはならない。

2 職員は、ハラスメントを防止し、及び排除するため、次の事項を認識しなければならない。

- (1) ハラスメントが、被害を受けた職員の勤務意欲を減退させ、ひいては当該職員が精神疾患となる要因にもなり得ること。
- (2) ハラスメントが招く職場環境の悪化が、組織の正常な業務運営に障害を生じさせること。

(統括責任者等)

第 4 条 ハラスメントに関し、組織的な対応を推進するため、警視庁本部に統括責任者を、各所属に所属責任者及び所属副責任者を置く。

2 統括責任者、所属責任者及び所属副責任者には、次の者をもって充てるものとする。

- (1) 統括責任者 警務部長
- (2) 所属責任者 所属長
- (3) 所属副責任者
 - ア 警察署にあっては、副署長又は次長
 - イ 警察署以外の所属にあっては、庶務を担当する課長代理又はこれに相当する職にある者

3 ハラスメントに関する相談に対応するため、相談窓口として、人事第一課にハラスメントホットラインを設置する。

(統括責任者の責務)

第 5 条 統括責任者は、警視庁におけるハラスメントを防止し、及び排除するための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して、総合的な施策を推進するものとする。

(所属責任者及び所属副責任者の責務)

第 6 条 所属責任者は、自所属におけるハラスメントを防止し、及び排除するため、所属職員に対する指導、監督及び教養に関する各種施策を推進するとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、ハラスメントに関し、拒否、相談、調査への協力その他正当な対応をした職員が不利益を受けることがないように十分に配慮しなければならない。

2 所属副責任者は、所属責任者を補佐し、ハラスメントを防止し、及び排除しなければならない。

(ハラスメント相談員)

第 7 条 所属責任者は、所属職員の中から人格及び識見に優れ、適任と認められる者男女各 2 名以上をハラスメント相談員に指定し、ハラスメントに関する相談の受理に当たらせるとともに、これを所属職員に周知しなければならない。

(相談)

第 8 条 職員は、自己又は他の職員が受けているハラスメント被害について、自所属のハラスメント相談員又はハラスメントホットラインに相談を行うことができる。

(相談への対応)

第 9 条 ハラスメント相談員は、職員からハラスメントに関する相談を受けた場合には、迅速に所属責任者又は統括責任者(人事第一課制度調査経由)に報告しなければならない。

2 統括責任者は、職員からハラスメントホットラインに前条の相談があった場合で直ちに措置を講じさせる必要があると認めるときは、当該所属の所属責任者にその内容を通知するものとする。ただし、当該職員が統括責任者による通知を希望しない場合は、この限りでない。

3 所属責任者は、第 1 項の規定による報告又は前項の規定による通知によりハラスメントを認知した場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、認知の端緒が前項の規定による通知であったときは、その結果を統括責任者(人事第一課制度調査経由)に報告しなければならない。

(研修等の実施)

第 10 条 統括責任者は、ハラスメントの防止及び排除を図るため、ハラスメント相談員のほか、必要に応じて職員に対し、研修等を実施することができる。

(秘密の保持)

第 11 条 職員は、ハラスメントに関する相談により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第 12 条 この規程の実施について必要な細部事項は、警務部長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(廃止規定)

2 警視庁におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程（平成 13 年 8 月 28 日訓令甲第 32 号）は、廃止する。